

保健所提出日→ 令和2年 ○月 ○日

葛飾区保健所長 あて

変更がある場合は
別途届出が必要です

開設者

住所 千葉県千葉市○○1-2-3

氏名 株式会社○○
代表取締役○○○○

電話番号 ○○○○○○○○○

ファクシミリ番号 ○○○○○○○○○

〔 法人にあつては、名称、主たる事務所
の所在地及び代表者の職氏名 〕

施術所開設届出事項中一部変更届

施術所の開設届出事項を変更したので、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第9条の2第1項の規定により、下記の[↑]とおり届け出ます。

記

1 名 称	○○鍼灸院		
2 開設の場所	葛飾区 ○○3-4-5 電話番号 ○○○○○○○○○○ ファクシミリ番号 ○○○○○○○○○○		
3 開設年月日	○年 ○月 ○日 開設		
4 変更した理由	従業員入職・退職のため		
5 変更した事項	旧	新	確認
<input checked="" type="checkbox"/> 業務に従事する 施術者の氏名	○山 ○夫 (はき)	○山 ○夫 (はき)	
<input checked="" type="checkbox"/> 業務の種類	○川 ○子 (はき)	○川 ○子 (はき)	
<input type="checkbox"/> 構造設備の概要	○谷 ○美 (あはき) …①	○木 ○郎 (はき) …②	
<input type="checkbox"/> その他 ()	あん摩マッサージ指圧 はり きゅう…①	はり きゅう	
○谷 ○美が、令和2年1月1日に退職し、○木 ○郎が、令和2年1月3日に入職した場合。 ○谷 ○美が退職し、あん摩マッサージ指圧師がいなくなったため、業務の種類も変更			
6 変更年月日	①令和2年	1月	1日
	②令和2年	1月	3日

(注意)

★注意事項

- ・ 入職した方のあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の免許証原本を確認します。
- ・ 変更年月日（入職日）が、あはき免許証の登録年月日より前の届出を出すことはできません。
- ・ この届出は、変更事項が発生してから10日以内に提出してください。事前の提出はできません。
- ・ 届出提出後に内容を修正することはできません。
- ・ 副本が必要な場合は、提出書類を2部ずつご用意ください。
- ・ 副本は再発行していません。厚生局等に提出する際は、コピーを取ってから提出してください。